

# りす俱樂部

2017年  
9月号  
第254号



## トウモロコシ

トウモロコシの粒が、精一杯努力し右にならえと整列している。よくよく見ると、粒それぞれの形に個性があり、障害者と健常者が、隣り合わせに庇い寄り添い、見つめ合い、輝いて生きているようだ。幸せ色の黄金の粒が「障害は、天から与えられた無垢の個性である」と教えてくれている。

弁護士 福井大海

## 日野原重明先生 召天

NPOりすシステム 相談役

松島如戒

去る7月18日、日野原重明先生が106歳の誕生日の2ヶ月前に亡くなった。日野原先生に直接お目にかかったのは磯村英一先生のご紹介で、もやいの会呼びかけ人の集まりにお出で下さった時である。磯村先生ご存命中は、もやいの会の集まりにも良くお越しいただいていたのだが、先生没後は疎遠になっていた。

もやいの会創立20周年を翌年に控えた頃のことである。大阪のリーガロイヤルホテルのラウンジで、日野原先生の後ろ姿を拝した。10数年お目もじの機会もなかったので、覚えておられるか、心細さを感じつつ、「もやいの会でお世話になっております松島と申します」とご挨拶申し上げたところ、「何時も新米をありがとうございます」とおっしゃられた。

長くお会いしていない、それほど親しい間柄でもない若造に旅先で突然声をかけられたら、おや？君はどこかで会ったかね？というのが常人の対応であろう。それを「もやいの会」は分かっても「松島」「新米」と結びつく記憶力というか、認知力に驚嘆し、感動でいっぱいであった。

そんな出会いがあり、もやいの会創立20周年記念の特別講演「人間の霊魂について」が実現した。講演会場の玄関でお待ちし、車のドアが開いた瞬間も驚きであった。もやいの会や磯村先生に関する資料が後部座席いっぱい置かれていた。さらに車から降りる際「磯村先生はおいくつで亡くなられたか」と尋ねられたが、とっさに答えられず恐縮した。

日野原先生100歳のお祝いに何が良いかと、当時自宅秘書をしておられた方にご相談した結果、お赤飯用のもち米1斗、北海道十勝の小豆1升を105歳の誕生日までお届けした。

もち米は、千葉の自宅(吉四六村)お隣の農家の森さんが自家用に栽培していたものを譲り受け、小豆はりすシステムのスタッフで、網走在住の林さんが秋のお彼岸頃に届けてくれたものを、お祝いメッセージを付して9月末までにお届けしていた。

人の生き方、死に方など、日野原先生から学ばせていただいたものは数多くある。先生の天国への旅路が安らかならんことを、心からお祈りいたします。

連載コラム

暮らしの中の法律〈第四回〉

弁護士 長谷川 範子

思いもかけなかった出来事  
〜事故によるトラブル〜

死後事務に関する遺言書はもちろん、財産に関する遺言書も書き終わり、特に気になる不動産も持っていないから、心配することはなさそうだと思っている利用者も多いと思います。

備えあれば憂いなしと言いますが『思いもかけなかった出来事』によってトラブルを抱える方も多くおられます。

1 年ほど前、最高裁で認知症患者の鉄道事故に関する判決が出され注目されました。この判決は、認知症患者であったAさんが線路に立ち入り、走行してきた列車にはねられたことにより、鉄道会社がAさんの遺族に対し、振替輸送費等の損害賠償を請求する裁判を起こしたものでした。この判決の行方に、認知症患者をかかえた

多くの家族や施設管理者、法曹関係者が注目しました。

また身近なところでは、交通事故、自転車との接触による転倒事故、混雑した駅構内等での接触による転倒事故など、私たちが加害者・被害者のどちらにもなりうる事案は巷に溢れています。

今回は、注意していても起きてしまう

このような『思いもかけなかった出来事』事故によるトラブル〜』について解説します。なお、本コラムでは刑事・行政上の責任については割愛し、民事上の責任に限定してお伝えします。

事故が起きたとき、最初に身体的ダメージ、精神的ダメージに襲われることと思います。治療費が発生し思わぬ出費を余儀なくされること、事故により物が毀損すること、事故がなければ働けたのに働くことができなくなり、収入が途絶えてしまうこともあるでしょう。

もちろん怪我が完全に治癒し、物も完璧に修理出来、収入も従前どおりに戻り、気分もすべて元通りとなればよいのですが、なかなかそうはいきません。

仮に被害者に何の過失もない事故であっても、一旦発生したあらゆる損害を巻き戻し、なかったことにすることは事実上困難です。損害賠償の場面では、すべてを金銭に評価して賠償額を検討していくこととなります。

ちなみに、事故で受傷した場合の損害賠償額の損害は、主に次のようなものがあります。

1. 治療費・手術代・入院費・入院雑費
2. 通院交通費
3. 器具などの購入費(車いすや松葉づえなど)
4. 休業損害
5. 後遺症による逸失利益(後遺症がある場合)
6. 入院・通院慰謝料
7. 後遺症慰謝料(後遺症がある場合)
8. 物損があれば修理費用や買換え費用など



長谷川範子先生

次に、事故が起きた原因を検討します。どちらが加害者か被害者か、損害賠償の場面では、故意過失の有無・割合によって損害賠償の負担割合が決められます。全く過失がなければ損害のすべてを賠償してもらえないこととなりますが、自分に少しでも過失が認められれば加害者側から支払われる損害額はその分差し引かれますし、逆に加害者側に発生した損害について、一部負担を求められることとなります。

最後に、損害と故意・過失との因果関係を検討します。

では、いくつか具体的なケースを見ていきます。

## 住宅街の道を歩いていたBさん。少年

の運転する猛スピードの自転車が坂道を下ってきて、Bさんの存在に気付かずBさんに正面衝突、Bさんを転倒させたケースです。Bさんには、首に痛みが残る14級の後遺症が残りました。



自転車は小学校5年生の男の子が運転しており、一時停止を無視して飛び出してきたようです。Bさんに過失はなく、自転車を運転していた少年の前方不注意が原因でした。

本件は、加害者が未成年かつ親権者の監督責任を問える状況であったことから、親権者の監督責任が認められ、親権者である親に損害賠償が認められました(責任の主体)。次に損害賠償の算定です。損害賠償額は、先に挙げた項目を中心に検討しますが、このケースでは治療費、休業損害、傷害に対する通院慰謝料、後遺症による逸失利益、後遺症に対する慰謝料などを合算して算定されました。

詳細については、交通事故に関する長年の裁判例や研究事例を集積して形成された裁判所算定基準がありますので、具体的事案をその算定基準に当てはめて考えていくこととなります。

Bさんのケースでは、実際に支出した治療費全額、受傷により休業した結果の収入減全額、入院及び通院期間に応じた慰謝料(例えば入院1ヶ月及び通院1ヶ月の場合、むちうち症の場合は52万円)、後遺症等級に応じた慰謝料(14級の裁判基準は110万円)が支払われました。

ただし、この金額はすべて裁判所基準による最高額となっていますので、裁判前の任意の交渉では、裁判所基準の全額を支払ってもらうことは困難な場合が多くなります。



## 最近、自転車事故に関する高額判決が

多く出されていることもあり、自転車運転する家族のいる家庭では、自転車による加害事故に対応した任意保険に加入する割合が増えているようです。我が家も常に安全運転を心掛けつつ、さらに個人賠償責任保険に加入しています。

このように、加害者になった場合に備えての保険加入はもちろん必要ですが、被害者になってしまった場合、支払い能力のない加害者に対する損害賠償請求権は、たとえ勝訴判決を得たとしても「絵に描いた餅」となってしまいますので、このような場合にそなえた被害者に対する給付を目的とした保険に加入することも、検討に値します。

## つぎに、先に挙げた認知症患者の鉄道事故について検討します。

本件は、ご紹介したように認知症患者であったAさんが線路に立ち入り、それが原因で発生した損害を、鉄道会社がAさんの遺族（同居の妻と、同居していなかった長男）に対して請求した事件でした。

一審の名古屋地裁は、妻と長男に請求額全額の支払いを認める判決を出し、二審の名古屋高裁は長男に対する請求を棄却し、妻にのみ請求額の半額の支払いを認めました。

高裁が妻にのみ請求を認めた理由は、妻が同居して介護を行い、Aさんの行動を制御できる立場にあるから監督義務者としての義務があり、かつ、その義務を怠らなかつたとは言えないというものでした。

これに対し、最高裁の判断は、長男はもちろん、妻についても損害賠償の義務を否定しました。

争点は、妻がAさんの監督義務者の地位にあったかどうかという点で、本件では最高裁はこれを否定したのです。

ただし具体的な事情のもとで、認知症患者を実際に監督している、もしくは、監督することが可能かつ容易である場合などには、責任を問うことができる場合があります。

最高裁の基準を要約すれば、『現実には認知症患者を監督できるかどうか』という視点から具体的な判断をすることになり、本件の妻は、妻自身も85歳と高齢で要介護1の認定を受けているという事実から、責任が否定されたということになります。

責任を取ることができない状況下の者に、責任を無理強いしないという点では、妥当な結論を導いたと思われるが、逆に、現実に監督できる状態にある家族には重い責任を負わせる可能性があることを示唆したことになり、認知症患者家族の介護の在り方、第三者に対する加害行為防止の在り方に一石を投じたものと言えます。

## 先日、利用者のCさんから、買い物中に店員の不注意で受傷してしまった

が、店舗の責任者が治療費の一部しかみてくれないと言っている。どうしたらよいか、というご相談がありました。

Cさんは『店員も悪気があってしたことではないが、過失は明らかなので、今後は十分に注意してほしい。また、少なくとも治療費は全額支払ってほしい。ただし、慰謝料までは要求するつもりはない』というお気持ちでしたので、店舗に対して法的に賠償されるべき項目（治療費、入院費、入

院雑費、入通院慰謝料等）をすべて列挙して、損害賠償額の合計金額を積算して列挙した書面に、Cさんのお気持ちを添えて送付し、「裁判ともなればこれだけの賠償をしてもらうことになる」という事実を認識してもらおうとともに、誠実に対応されることを要望しました。

その結果、治療費全額を支払ってもらったことで、Cさんのお気持ちに沿った和解をすることが出来ました。

どんなに気を付けていても、いつだれに起こってもおかしくないこれらの事故。

起きてしまった時には各種保険を活用することはもちろん、お困りの際は〈暮らしのよろず相談会〉や〈法律相談〉にお越しください。

(日程等の詳細は6ページを参照ください)

※本稿では実際の事案を若干アレンジして掲載しております。



# セコム・ホームセキュリティのご案内

日頃から健康や防犯に気を付けていても、突然何が起こるかわかりません。りすシステムが推奨する「セコム・ホームセキュリティ」は、24時間365日休みなく、あなたの「もしもの時」に対処します。救急通報・センサーによるライフ監視・防犯・火災・非常通報等に対応し、電話の応答がない場合はセコムの緊急対応員がただちに駆けつけます。異常があった場合には119番と同時にりすシステムに連絡が入ります。いのちと暮らしを守るため「セコム・ホームセキュリティ」の設置をお勧めします。



## セコム説明会のご案内

東京

**【日時】** 10月15日(日) 12:30～13:00  
16:00～16:30  
10月18日(水) 15:00～15:30  
11月15日(水) 12:30～13:00  
16:00～16:30  
11月21日(火) 15:00～15:30

**【会場】** NPOりすシステム 北の丸ガラスゲート 1F  
東京都千代田区九段北 1-4-5

**【最寄駅】** 東京メトロ半蔵門線・東西線・都営新宿線  
「九段下」駅(3・5・7番出口) 徒歩5分

**【日時】** 10月12日(木) 10:00～11:00  
11月12日(日) 10:00～11:00

**【会場】** りすセンター新木場 (東京都江東区新木場 4-6-13)

**【最寄駅】** 東京メトロ有楽町線・JR京葉線・高速りんかい線  
「新木場」駅よりバス8分

※新木場駅から送迎の用意があります

※参加希望の方はご連絡ください

広島

**【日時】** 10月7日(土) 11:30～12:30頃  
**【会場】** NPOりすシステム中国支部

広島市東区光町 2-4-4 セレニティ光 601号  
**【最寄駅】** 広島駅新幹線口から徒歩10分

\*セコム説明会後は〈なんでも談話室〉を開催します。B級グルメで優勝した府中焼きや、焼きそばなどを取り寄せてプチランチ会を開催。費用は620円ほど。参加希望の方は10月5日(木)までにご連絡ください。セコム説明会のみ、談話サロンのみでの参加も歓迎です。

名古屋

**【日時】** 11月10日(金) 13:00～14:00  
**【会場】** NPOりすシステム中部日本支部

名古屋市中村区名駅 3-13-28 名駅セブンスタービル 1211  
**【最寄駅】** JR「名古屋」駅徒歩5分

※参加希望の方はご連絡ください

説明会参加お申込みは下記までご連絡ください

りすシステム ☎ 0120-889-443



急病時などは、ペンダント型の「マイドクター」を握るだけで、救急信号がセコムに伝わります。



室内の人の動きをセンサーで確認。一定時間動きが確認できなければ、異常事態が発生したと判断し、セコムが対応します。

私たちが  
担当します!

坂本 はるか  
(さかもとはるか)  
アシスタント

- 出身地:  
島根県隠岐の島
- 趣味: カラオケ  
ピアノ、旅行
- 性格: 明るい



土屋 美幸 (つちやみゆき)

- 出身地: 埼玉県朝霞市
- 趣味: 季節の植物めぐり  
ヨガ、森林浴
- 性格: マイペース  
素直



ご自宅でお困りごとやご不安はございませんか?セコム・ホームセキュリティで皆様の安心・安全な暮らしのサポートをいたします。使い方はとっても簡単!お気軽にご相談ください。

## セコム・メディカルクラブ

耳より  
情報!

セコムでは契約された方への生活安心サービスとして「セコム・メディカルクラブ」を設けています。24時間365日豊富な経験を持つ看護師が対応する電話健康相談サービスや、医療機関情報の検索サービスなど、健康に役立つ情報を契約者の方々に提供しています。わざわざ病院に行くほどではないけれど、健康上のちょっとした不安があるときなどこのサービスをご利用ください!

# 《お知らせ》

どの支部の行事でも参加できます。事前に連絡の上、ご参加ください。

## 東日本支部

### 相談会

暮らしのよろず相談会

▽日時：10月20日(金) 10時～16時

11月20日(月) 10時～16時

▽会場：北の丸ガラスゲート1階

▽担当：

森 妙子 (消費生活アドバイザー)

生前契約スーパーバイザー)

松島如戒 (不動産コンサルタント)

杉山 歩 (NPOりすシステム代表理事)

末藤康宏 (りすネット不動産事業部)

宅地建物取引士

福祉住環境コーディネーター)

▽締切：1週間前までにお申込みください

## 東日本支部

### 法律相談

▽日時：10月17日(火) 13時～15時

11月16日(木) 13時～15時

▽会場：北の丸ガラスゲート5階

▽担当：長谷川範子 弁護士

▽締切：1週間前までにお申込みください



## 東日本支部

### 見学会

りすセンター新木場 見学会

▽日時：10月12日(木) 13時30分～

11月12日(日) 13時30分～

▽会場：りすセンター新木場

▽締切：前日までにお申込みください

※新木場駅から送迎の用意があります

※Ai (死亡時画像診断) 装置の見学もできます

## 西日本支部

### 談話サロン

▽日時：10月23日(月) 12時～14時

11月23日(木) 12時～14時

▽会場：西日本支部事務所

▽参加費：500円 (軽食をご用意します)

▽締切：2日前までに

お申込み下さい



## 西日本支部

### 法律相談

▽日時：10月18日(水) 13時～15時

11月15日(水) 13時～15時

▽会場：西日本支部事務所

▽締切：1週間前までにお申込みください

## 北海道支部

### 例会

アサヒビール北海道工場見学とランチ

▽日時：10月4日(水) 10時30分集合

※11時から見学、12時30分からランチ予定

▽集合：地下鉄東西線「南郷7丁目」駅

東改札口に10時30分集合

▽会場：アサヒビール北海道工場

ランチは工場隣接のレストラン

▽参加費：2000円 ▽締切：9月30日(土)

※現地集合希望・ランチのみ参加希望の方は

申込時にお知らせください。南郷7丁目駅から会場までは徒歩で10分ほどです。試飲される方のお車での参加はご遠慮ください

※参加ご希望の方に詳細を連絡します

※りすシステム代表 杉山も参加します

## 西日本支部

### 施設見学会

サービス付き高齢者向け住宅「ゆいまゝる福」を見学します。緑豊かな環境の施設です。

▽日時：11月6日(月) 10時20分～

▽会場：ゆいまゝる福

(阪神なんば線「福」駅徒歩5分)

▽参加費：無料 ▽締切：10月31日(火)

※参加ご希望の方に詳細を連絡します

※りすシステム代表 杉山も参加します



# 秋の別府温泉と神農祭の旅

薬木の森がすくすくと育っています。大分功德院本院のもやい、飛天塚など、ぶんど城山納骨処のお参り、別府の湯に浸かってリフレッシュ、桜の植樹やしいたけ狩り等、秋の大分満喫の旅です。



**日程** 11月22日(水)~23日(木・祝)

**宿泊** 別府温泉 杉乃井ホテル

〒874-0822 大分県別府市観海寺 1



杉乃井ホテル大展望露天風呂「棚湯」

**参加費** 60,000円

**お申込み・お問合せ** 0120-889-443

## なんでも談話室だより

りすシステム 生前契約スーパーバイザー

黒澤淑子

8月21日(月) 東日本支部

東京は連続降雨の記録更新か？今朝も雨。

午前中、参加のみなさんから質問を集め、午後からその問題を話し合うつもりだ。Mさんは早速記入。「何を書いたの？」「私も同じ」との声でMさんに読んで頂く。

「本人が自覚していない記憶力、認知力低下、行動の変化が始まった時、誰がそれに気づき、誰にケアしてもらえるのが心配」とのこと、全員の心配が一致した。

『その時』に備えてりすシステムとの契約があり、公正証書が存在する。区や地域包括支援センターに、りすシステムと契約していることを伝えておくのが良い。今出来る手立てを済ませ、『その時』に備える。

しかし『その時』には、住んでいる場所も環境も違うかも知れない。『認知症』と言われ、「そんな事ない。私は大丈夫」と答えるあなたがいるかも知れない。この問題の答えは、宝くじの一等賞当選の秘策を考える以上に難しい。

それなのに、お昼の時間は楽しい。雨が降っても傘があり、雨合羽もある。『その時』は何とかなるのです。

さあ、次に楽しいことはありませんか。それを見つけてるのはあなた自身です。

## りす友 おたより 紹介コーナー 田村允義様(東京都)より



のらくろの版画の話から思わぬ方へ話が進んでいき、少々驚いております。シルバーの人達には、懐かしい絵だと思えます。のらくろ、ブル連隊長、のんきな父さん、凸凹黒兵衛など、幼き頃の漫画のものです。これ等はシリーズで、若い頃、大正・昭和・少年少女の会報の付録として、全会員数の60枚ほどを隔月に刷っていたもので、それが少々残っていました。シリーズで1枚ずつ載せて頂ければ、少しは会報の足しになるのでは…と思っております。

同封の浮世絵二つ折りの大判のもの、手に扇子のようなものを持っていますが、これは正しくは当時の鏡の裏面だそうです。見たほとんどの方は、扇子と思っています。子供の頃の絵ハガキなど、まだ残っております。折を見てお送りするつもりです。

支部



活動記

北海道・北日本支部

▼「食事などの健康管理や、貴重品の保管継続に自信がなくなってきた」との事情で、自宅近くの施設に入居を決めたYさん（85歳・女性）。

りすシステムで転居のお手伝いをしましたが、Yさんはなかなか物が捨てられません。物の処分については強制することは出来ませんし、Yさんも「時々施設から自宅に戻り、仏壇やお庭の手入れをするので、その時に少しずつ片付けたい」とおっしゃっていたので、引越し時にある程度の不要品を処分し、まずは転居作業を終えました。

数ヶ月後、施設から「Yさんですが、自宅に戻るたびに物を持ち帰り、部屋にダンボール箱が増えて困っています。積み重なって倒れ、転んでケガをされては大変なのですが…」との連絡が入りました。

さてどうしたものかと考えていた矢先、Yさん宅を購入したいという方が現れ、Yさんも売ることに決めました。必然的に荷物を処分しなければならぬ状況となったYさん。思い出の品の処分は辛いことです

が、生涯にわたってすべてをとっておくことは出来ません。「大切な思い出は、物を捨ててもなくなることにありませぬよ」とお伝えし、処分に切り掛かってもらっています。現在、Yさん宅の片付けのお手伝いと売却の手続きを進めています。

▼毎年恒例の日本水彩展・地方巡回展の鑑賞会。今年は7月3日のせんだいメディアテークでの仙台展を皮切りにスタートしました。毎年参加される方も多く、今年は11名でした。りす倶楽部の表紙画でおなじみ、福井大海先生にご案内いただき、みなさん、じっくりと鑑賞していました。

当日は、出展されている地元先生3名がお見えになり、単なる鑑賞だけでは知り得ない作品の魅力や、その背景の説明などお聞きし、鑑賞に一層の深みを与えて頂きました。鑑賞後は北日本支部の事務所に移動し、お茶会です。そこでお待ちかねの福井先生の講演がありました。先生のイメージで数枚の花の絵をその場で描きいただき、ご好意で、抽選でプレゼントしていただきました。福井先生はユーモアがあり、とても親しみやすい先生です。絵を手

にされた方の幸せそうなお顔が印象的でした。参加いただけなかった方も来年はぜひ。お待ちしております！

東日本支部

▼今夏、東日本支部では熱中症になる方が相次ぎました。熱中症が原因で、残念ながら命を落とした方もおられます。

最高気温が39度に達した8月初旬のある日、サービスタ付き高齢者向け住宅にお住まいのHさん（72歳・男性）が、病院に搬送されたとの連絡が入りました。

ジョギングロードで倒れているのを通行人が発見し、救急搬送されたとのこと。発見当初、Hさんは意識不明で、体温は42度から43度と高熱だったため熱中症と診断。病院到着後もHさんの意識が戻ることはありませんでした。

「Hさんの病状は思わしくなく救命は困難。『医療上の判断』によれば、本人は延命治療を希望していないようです」。Hさんの呼吸が停止したのは、りすシステムのスタッフが医師から病状説明を受けている最中でした。血圧が下がったとの看護師の連絡で医師と共にHさんのもとへ駆けつけたところ、すでに心肺停止、死亡が確認されました。

このように命にかかわることもある熱中症ですが、『日本救急医学会熱中症分類』では熱中症の重症度を〈1度〉〈2度〉〈3度〉と3つの段階に分類しており、次のような症状が出た場合、熱中症にかかっている危険性があります。

〈1度〉めまい、たちくらみ、大量の発汗、筋肉痛、こむら返り

〈2度〉頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感

〈3度〉意識障害、痙攣

〈1度〉の症状は、涼しい場所へ移動し、水分を補給するなど応急手当で対処可能です。これに加え〈2度〉に該当する症状が見られた場合、速やかに医療機関にかかる必要があります。

〈3度〉は意識障害、Hさんの事例です。〈3度〉まで達してしまうと、自身で対処することが出来なくなります。

〈2度〉に該当する症状が現れた段階で、速やかに医療機関に向かう必要があります。少しでも不安を感じたら、ためらわず救急車を呼びましょう。

残暑が続きます。こまめに休憩を取り、水分、塩分補給を心がけることが大切です。



中部日本支部

▼骨折で入院したのを機に、住み慣れた自宅から、サービス付き高齢者向け住宅に転居したFさん（92歳・女性）。

長年、自由気ままに生活してきたため、当初は施設での生活になじめず「自宅に帰りたい」としょんぼりしていることも多かったのですが、定期的に訪問し、お話を聞いていました。最近では施設の生活にも慣れて不満も減り、以前のような穏やかな表情をされるようになっていきます。

そんなある日、Fさんから「もう家には戻れないから、マンションを売ろうと思っている」と相談があり、りすネットの不動産事業部を介して売却の依頼をしました。その間りすシステムでは、ご両親の位牌のお焚き上げや、荷物の処分を行いました。

とんとん拍子にマンションの買い手が決まり、8月上旬、売買契約が完了しました。先日訪問した際、「もうマンションは売ったんだったわね」とポツリとおっしゃったFさん。住み慣れた我が家を手放すのは断腸の思いだったのではと、Fさんの心中を察しました。

今後の生活がより充実したものとなるよう、りすシステムでサポートを続けていきます。

西日本支部

▼りす倶楽部第251号で紹介したTさん（84歳・男性）のその後です。認知症の兆候が現れ、自宅での生活が困難となり、4月にサービス付き高齢者向け住宅に入居したTさん。周りの支援を受けながら、穏やかに暮らしていました。

そんな矢先、Tさんが救急搬送されました。施設スタッフが定期巡回中に部屋で倒れているTさんを発見、病院に搬送されましたが、残念ながら間に合いませんでした。遺体は警察預かりとなり、警察署からりすに連絡が入ったので、Tさんとりすシステム間で公正証書契約を結んでいること、りすが家族としての役割を担っていることなどを説明しました。

後日、死体検案書と遺体を引取り、葬儀の準備に取り掛かりました。遠方にお住いのお姉さんと弟さんに連絡したところ葬儀に参列され、当日は施設のケアマネージャー含め、みなさんでTさんを見送りました。

Tさん宅の家財の片付けは済んでいたものの、自宅はそのまま残されていました。財産に関する遺言を作成していなかったため、自宅を含めた遺産については専門家による相続人調査から始めることになりました。

た。今後は法定相続人や施設との打合わせ、役所への届け出等、諸々の手続きを進めていきます。

中国支部

▼胃がんで胃を切除したIさん（78歳・男性）は、思うように食事が摂れません。お元気だった頃は外食中心で、ほとんど料理をしなかったIさんにとって食事を作ることは一苦勞で、栄養補助食品や栄養補助ドリンクに頼ることもしばしば。しかしそれにも限界があり、施設に入った方がいいのではないかと、との相談を受けました。

「施設に入ると食事の心配はなくなりませんが、共同生活に慣れる必要があります。一軒家から狭い部屋での生活となりますので、難しいのでは」とお伝えしました。

Iさんは地域包括支援センターにも同じ相談をしたそうですが、そこでも「今の生活習慣をうかがうと、施設での生活は難しいと思います。介護度が見つからないと思うので有償になりますが、在宅で各種のサービスの利用を考えてみてはいかがでしょう」と言われたそうです。

そこで、自宅でバランスの良い食事を摂るにはどうすればよいか、何を食えばいいのか、インターネッ

トでいろいろと調べてみました。日本臨床外科学会によれば、胃切除後の食事の摂り方として、主食はおかゆやうどん、柔らかいパンなどを少しづつ。牛乳は温めて一気に飲まないように。魚は白身の魚、肉は鶏肉（ささみや胸肉）を皮を取り除き、小さく切ったりたたいたりして調理したものがよいそうです。大豆製品やイモ類、野菜は加熱して柔らかくしたもの、トマトは皮をむくなど。油分の多いもの、食物繊維の非常に多いもの、コーヒーや辛いものは避けた方がよいとありました。特に気をつけたい食品は、赤飯、もち、ラーメン、いか、たこ、こんにゃく、寿司、炭酸飲料、ビールだそうです。

検討の結果、Iさんは調理介助のサービスを利用することにし、サービスのスタートまでは、コンビニの調理済み食材の利用や、冷凍食品の利用をおすすめしました。少量でパリエーションに富んだ食品が揃っており、成分が記載されているので、バランスのとれた食事が期待できます。食欲がなく食事が不規則になった、調理が面倒になってきたと感じたら、宅配弁当を利用したり、コンビニやスーパの調理食材などのチェックをしてみてもいいでしょう。食べる楽しみが増すかもしれませんね。

九州支部

▼りす倶楽部第251・253号で紹介したNさん（98歳・男性）。緩和ケア病棟からホームの介護棟へ戻っていましたが、8月はじめ再入院しました。介護棟のスタッフに「元氣になって、また戻って来ます」と明るくおっしゃったNさんでしたが、残念ながら回復せず、5日後に旅立ちました。

『生前契約企画書』には「通夜葬儀は不要、納骨は火葬後なるべく早く」と記されていました。通常、病院から斎場へ搬送してそこで安置し、24時間以上経過後に火葬、そして収骨となります。今回、緊急連絡先に記載されていた甥御さんご夫妻と姪御さんが遠方から駆けつけ、Nさんを看取りました。そこで改めて、Nさんはどうしたかったのだろうか、話し合いました。

その結果、いったんNさんに自分のお部屋へ戻っていただくことになりました。部屋には半年以上も戻っていなかったため、斎場で安置するより喜ばれるだろうとの判断でした。甥御さんたちは「今夜は叔父と一緒に過ごします」と言ってホームに寝具の準備をお願いし、葬儀社には翌日の火葬の予約を取ってもらいました。

出棺前、お部屋でお別れ会を行いました。Nさんは宗教儀礼を希望していなかったため読経はありませんが、ホームの親しい方々で献花をし、棺の中は、思い出の品々と色とりどりのお花でいっぱいになりました。ホームの玄関に施設長はじめ看護師、介護士等が整列し、お見送りをしてくれました。甥御さんご夫妻、姪御さんともお別れし、火葬場へ。たくさんの方に慕われたNさんならではの温かいお見送りでした。Nさん、どうぞ安らかに。

大分支部

▼りす倶楽部第250号で紹介したMさん（90歳）と奥さん（84歳）のその後です。

今年1月末、自宅の階段から転落して頸椎を損傷し、入院したMさん。退院後は在宅での生活が困難となり『住宅型有料老人ホーム』に入所しました。自立した生活から一転、生活全般に介助が必要となり、訪問診療・看護、介護支援サービスや施設のスタッフからのサポートを受けながら、車椅子生活をスタートしました。

しばらくは落ち着いた暮らしでしたが、6月頃から「体が思うように動かず、先々のことを考えると不安

で、ご飯も食べたくない」と、無気力な発言を繰り返すようになりました。そこで、施設の相談員とりすシステムで話し合っただけで栄養補助食品を追加し、さらにMさんの好物の納豆や豆腐、生卵なども試してみることになりました。

しかし訪問看護師から「この1ヶ月は死にたいという願望が強く、精神状態が不安定です。主治医と相談してくださいませんか」と連絡がありました。施設からも「好きな食べ物も補助食品もほとんど受け付けず、栄養状態が非常に悪い。今朝も一口も食べていません」と連絡があり、食欲不振に加えて不眠状態で、うわごとを口にするようになっていたとのことでした。

施設の相談員から「担当者で集まってMさんの今後について話し合いたい」との連絡があり訪問。そこで主治医から病状説明を受け、今後の検討をしました。「Mさんは終末期の状態で、現在は点滴で何とかもっていますが、血管に針が通らなくなったらそれも中止します。本人の意思表示（『医療上の判断に関する事前意思表示書』）により、胃ろうの予定もありません。あとは奥様と同じ施設に入居することで、少しでも食事が摂れるようになってくれればよいのですが…」。

Mさんの申立てにより、りすシステムが奥さんの後見人になっていきます。その奥さんはMさんの緊急入院で、特別養護老人ホームにショートステイで入所中。一緒に暮らすことで、ご夫妻各々の状態が回復するのではとの期待から、Mさんと同じ施設への転居手続きをすすめ、ショートステイの滞在期限前日に入所ができませんでした。

入所当初は環境の急変による混乱を懸念し、別々の部屋で暮らしていましたが、現在は、お二人一緒に部屋で過ごしています。Mさんの入院以降、別々に暮らしていたお二人が、ようやく同じ施設、同じ部屋で過ごせるようになったのです。

認知症の奥さんはMさんを夫と認識できません。しかし、その奥さんから「早よ、よくなるかとね」などと声をかけられることが、Mさんの生きる力になっています。「最近ばかり夕とも食事を摂るようになり、点滴も外れました」と施設からうれしい連絡もありました。

大切な人から受ける「ことば」の力を実感した一件でした。





## 地球に恩返しTシャツ



左胸のロゴマークが  
とってもカワイイ  
地球に恩返しTシャツ

カラフルでかわいいロゴ付きの「地球に恩返しTシャツ」お買い上げ金額の一部を、りすシステムから地球に恩返し基金へ寄附いたします。ご協力、よろしくお願いいたします。

定 価：2000円（送料込み） サイズ：S・M・L  
カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

\* 通信販売も承ります。ご希望の方は、  
りすシステム 0120-889-443 までご連絡ください。

## 地球に恩返し運動について

私たちの生命を育ててくれる地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム  
NPO 地球に恩返しの森づくり推進機構

**地球に恩返し運動本部**

連絡先：TEL.03-5215-2383

### 地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合

郵便局口座番号：00140-7-743432  
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合

店名：〇一九（ゼロイチキョウ）  
種目：当座 口座番号：0743432  
加入者：地球に恩返し基金



## 「地球に恩返し」基金に寄附をいただき、ありがとうございました。

かい ゆうこさん (埼玉県所沢市)	白石 賢さん (千葉県船橋市)	中山 いづみさん (東京都板橋区)
長田 千春さん (東京都江東区)	白石 美智子さん (千葉県船橋市)	長澤 延子さん (栃木県栃木市)
駒形 真知子さん (東京都三鷹市)	白石 祐子さん (千葉県船橋市)	廣瀬 和仁さん (東京都豊島区)
金野 美代子さん (東京都荒川区)	白石 千香子さん (千葉県船橋市)	本田 咸子さん (東京都中野区)
佐々木 二郎さん (千葉県習志野市)	杉岡 意志男さん (東京都立川市)	森 厚さん (埼玉県蕨市)
佐々木 邦子さん (千葉県習志野市)	杉岡 治子さん (東京都立川市)	森 ノブ子さん (埼玉県蕨市)
佐藤 信雄さん (東京都北区)	田宮 ツヨさん (東京都板橋区)	横山 晃一さん (茨城県鹿嶋市)
篠崎 房子さん (東京都北区)	恒川 貞雄さん (東京都豊島区)	吉田 誠さん (東京都東村山市)
関本 たみ子さん (宮崎県宮崎市)	中村 昭さん (千葉県松戸市)	匿名1名 50音順

※ 2017年8月1日～8月31日の期間、27名の方からご寄附をいただきました。  
※ 関本たみ子さんが1000ポイントを達成されました。

## ● なんでも談話室 ●

◎なんでも談話室は、開催時間中ならいつでも自由に参加できます。

北海道支部	日時：10月6日（金）11時～15時 日時：11月6日（月）11時～15時	会場：北海道支部事務所 会場：北海道支部事務所
北日本支部	日時：10月30日（月）11時～15時 日時：11月30日（木）11時～15時	会場：北日本支部事務所 会場：北日本支部事務所
東日本支部	日時：10月18日（水）11時～15時 日時：11月21日（火）11時～15時	会場：北の丸ガラスゲート1階 会場：北の丸ガラスゲート1階
中部日本支部	日時：10月10日（火）13時～15時 日時：11月10日（金）13時～15時	会場：中部日本支部事務所 1211号室 会場：中部日本支部事務所 1211号室
中国支部	日時：10月7日（土）13時～15時 日時：11月4日（土）13時～15時	会場：中国支部事務所 会場：中国支部事務所
四国支部	日時：10月25日（水）13時～15時 日時：11月25日（土）13時～15時	会場：四国支部事務所 会場：四国支部事務所
九州支部	日時：10月29日（日）13時～15時 日時：11月29日（水）13時～15時	会場：九州支部事務所 会場：九州支部事務所
大分支部	日時：10月23日（月）13時～15時 日時：11月22日（水）13時～15時	会場：大分支部事務所 会場：大分支部事務所

## ● 談話サロン ●

西日本支部	日時：10月23日（月）、11月23日（木）詳しくは6ページのお知らせをご参照ください
-------	---

## ● 生前契約説明会・ステップアップ相談会 ●

支部	電話番号	生前契約説明会		ステップアップ相談会	
北海道支部	011-756-4165	5日（1月休み）	13:30～15:00	随時開催	
北日本支部	022-797-2072	2日（1月休み）	13:30～15:00	随時開催	
東日本支部	0120-889-443 03-3511-3277	10日	11:00～13:00 14:30～16:30	15日	11:00～12:30 14:30～16:00
		24日（3・9月休み）	13:00～15:00		
中部日本支部	052-569-2254	25日	13:00～15:00	随時開催	
西日本支部	06-6809-2289	7日	10:30～12:00 14:00～15:30	26日	10:30～12:00 14:00～15:30
中国支部	082-568-1585	28日	10:30～12:00	随時開催	
四国支部	089-933-5670	25日	10:00～12:00	随時開催	
九州支部	092-738-2718	24日	13:30～15:00	随時開催	
大分支部	097-538-6263	27日	13:30～15:00	随時開催	

例会・見学会・談話サロン・法律相談のお申込み先

**0120-889-443**

生活支援テレホン

**0120-332-206**

24時間365日いつでも **りすセンター 新木場**

**0120-373-959** (海外からご利用の場合) **+81-3-3522-5660**